

計画主体名	大阪府河内長野市		
計画期間	H25～H28	総事業費（交付金）	460,000千円（230,000千円）
実施期間	H25～H26		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画では、「地域活性・交流拠点（農の拠点）」を整備し、農林産物直売所を中心に農林商業・観光の活性化を積極的に取り組むことにより、施設利用者の増加による区域内交流人口（河内長野市年間入込客数）の拡大を目標としているため、同法の目的に適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画は「河内長野市第4次総合計画」に基づき、「河内長野市都市計画マスタープラン」や、「河内長野農業振興地域整備計画」にも位置づけられた事業である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	「地域活性・交流拠点（農の拠点）」の整備に関しては、既に市民や農家へのアンケートを実施し、また農業者団体等へのヒアリングも実施しており、ニーズや出荷意欲、今後の当市の農業のあり方などについての方向性の把握を行い、意見を反映した計画となっている。また、市民アンケートのサンプル総数の半数は女性の意見であり、女性農業者団体とのヒアリングも実施している。
事業の推進体制は確立されているか	○	大阪府・大阪南農業協同組合・河内長野市で事業推進に向けた協議を進めている。また当市の整備に関連する内部組織の調整会議を実施し、実現に向けたスケジュールに沿って事業推進を行っている。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	「地域活性・交流拠点（農の拠点）」を中心に、農林産物直売所等を整備することにより、現在の区域内交流人口（河内長野市年間入込客数）の拡大に繋がるものであるため、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	都市計画法などの関連法もふまえた整備スケジュールに沿って事業を推進しており、適切な計画期間となっている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額は、交付金要領に基づいた算定となっており、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業であり、また他助成事業の対象外部分の整備であるため本項目の問題は存在しない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	新築工事であり、古材利用の予定は無い。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、耐用年数5年以上による仕様となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）」に定められた費用対効果要領に基づき適正に算出を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定結果は、投資効果率1.165となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	本事業内容は実施要領別表1に示されている「(3)地域間交流拠点の整備（法第5条第2項第3号ハ）」のうち事業名「地域資源活用総合交流促進施設」中「38受入機能強化施設」に該当する施設である。また、同要領別表2に示されている要件類別のうち4の中で農業協同組合が対象となっている。加えて、同要領の運用中、別表要件類別4の4要件の(4)にあるように、本市では金剛山や岩湧山をはじめとする大阪南東部の山麓エリアを「奥河内」と名付け、既存の宿泊施設を利用して「奥河内」で農業体験や森林体験等の里山生活を体験する取組や、アウトドア活動の場の提供等、グリーンツーリズムの展開により、地域間交流を促進し、市域全体の活性化を図ることとしており、当拠点はこの「奥河内」への入口としての、情報集約・発信基地の機能を備えた施設となっている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業主体は大阪南農業協同組合であるため、個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	本地区の宿泊施設や観光施設の入込客数を基本値とし、施設の整備により増加する入込客数も勘案した上で、131.4%の交流人口増加を目標としている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	本市を中心とした15kmまでの範囲の類似施設の賦存状況等の調査を行っており、これをふまえた計画としている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用の時期は通年を予定しており、また市民アンケート等の結果をふまえ、ターゲット想定や施設構成を検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の整備予定地周辺には、府立花の文化園等の社会資源やほ場整備地区等の自然資源が存在しているため、これらとの交流人口の増加に関して有効的な連携を行うことを計画している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	本事業の計画にあたり、女性農業者団体とのヒアリングを実施しており、郷土食の推進事業の展開等で参画の意思も示している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業費については、建設費は上限建設費24万5千円/m ² での積算となっており、設備は既に整備済みである姉妹店の整備費を参考としている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	必要最小限の施設整備にとどめ、併せて将来的に発生する維持管理費の軽減をふまえた建設・整備コストの低減に努める。

	<p>附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	○	<p>附帯施設は本整備施設及び農業振興事業展開に必要なものだけとし、汎用性の高いものを交付対象とはしない。</p>
	<p>備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	○	<p>本整備施設の運営に必要となる什器類を中心に交付対象とし、汎用性の高いものを交付対象とはしない。</p>
<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	○	<p>事業箇所は、市内中心部を南北に縦断している国道170号と、和歌山県へのアクセス道路である国道371号の交通結節点に近接しており、また現在広域農道も整備中である。周辺にはほ場整備地区や優良農地が存在しており、また府立花の文化園や市立林業総合センター(木根館)、市立ふるさと歴史学習館(くろまる館)といった集客施設をはじめとした社会資源や、石川等の地域資源を有している。</p>	
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	○	<p>事業計画地は地目が田畑山林の土地を現在市が借地しており、現況は市立駐車場として整備し市が管理している。地権者とは用地買収等に関する基本合意書を締結しており、確保の見通しがついていると考える。</p>	
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—		
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>			
	<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</p>	—	
	<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</p>	○	<p>延べ床面積㎡当たり約22万円となっており、延べ床面積は約1500㎡を予定している。</p>
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>	○		

地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	市内農業者や市内宿泊・観光施設及び地区内の観光施設・社会教育施設・林業振興施設などまた、他市にある農産物直売所の姉妹店や、南河内地域の直売所連携組織などとも一体的に連携し、地域活性を図る施設である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	本市が進めている地域ブランド品「近里賛品（ちかざとさんぴん）かわちながの」の販売を促進する場となっており、また営農指導員を市で雇用しており、農業経営の強化を行い、本市における最大の販売先としての位置づけである。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	通年での開店であり、農業者の所得増加と、地元雇用に資する施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	当該施設には加工機能を備える予定であり、また計画段階から女性農業者団体の参画の意思確認を取っている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	起債や制度資金等は利用せず、施設整備積立等があり自己資金での整備となっている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	本交付金事業における入札方式については、一般入札方式を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	施設整備積立等を実施しており、維持管理資金は適正である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	運営計画に基づいた収支計画を策定し、中小企業診断士による経営診断を受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。